

総務第548号

平成27年10月28日

我孫子市公契約審議会

会長 佐藤 恭一様

我孫子市長 星野 順一郎

平成28年度労務報酬下限額について（諮問）

次の事項について我孫子市公契約条例第7条第2項の規定により諮問します。

- 平成28年度労務報酬下限額
 - 1. 工事又は製造の請負契約
 - 2. 工事又は製造以外の請負契約

平成28年度労務報酬下限額

公契約等の種類	労働者の区分	労務報酬下限額の基準
1. 工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成27年2月から適用される公共工事設計労務単価の80%に基づき定める1時間当たりの金額・・・① (職種別の単価 別紙のとおり)
	見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者	①により得た公共工事設計労務単価の軽作業員の1時間当たりの金額に、70%を乗じて得た額 (1時間当たり 917円)
2. 工事又は製造の請負以外の契約	業務に従事する労働者	平成27年度の我孫子市事務補佐員に係る時間給の額860円と最低賃金額817円の間の中間の額(1円未満の端数は切上げ) (1時間当たり 839円)

別紙

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労務報酬 下限額	No.	職 種	労務報酬 下限額
1	特殊作業員	2, 1 4 0	26	高級船員	2, 7 6 0
2	普通作業員	1, 8 1 0	27	普通船員	2, 1 7 0
3	軽作業員	1, 3 1 0	28	潜水士	3, 5 7 0
4	造園工	2, 0 1 0	29	潜水連絡員	2, 5 4 0
5	法面工	2, 3 2 0	30	潜水送気員	2, 5 4 0
6	とび工	2, 4 8 0	31	山林砂防工	2, 5 5 0
7	石工	2, 4 7 0	32	軌道工	4, 2 7 0
8	ブロック工	2, 3 2 0	33	型わく工	2, 2 6 0
9	電工	2, 1 5 0	34	大工	2, 5 5 0
10	鉄筋工	2, 5 2 0	35	左官	2, 4 6 0
11	鉄骨工	2, 2 5 0	36	配管工	2, 0 5 0
12	塗装工	2, 4 2 0	37	はつり工	2, 2 5 0
13	溶接工	2, 5 6 0	38	防水工	2, 6 0 0
14	運転手（特殊）	2, 1 3 0	39	板金工	2, 5 0 0
15	運転手（一般）	1, 9 0 0	40	タイル工	2, 4 1 0
16	潜かん工	2, 6 6 0	41	サッシ工	2, 3 0 0
17	潜かん世話役	3, 1 5 0	42	内装工	2, 4 7 0
18	さく岩工	2, 4 4 0	43	ガラス工	2, 2 3 0
19	トンネル特殊工	2, 5 4 0	44	建具工	2, 1 8 0
20	トンネル作業員	2, 1 8 0	45	ダクト工	2, 0 2 0
21	トンネル世話役	2, 8 7 0	46	保温工	2, 0 7 0
22	橋りょう特殊工	2, 7 2 0	47	設備機械工	2, 1 1 0
23	橋りょう塗装工	2, 7 9 0	48	交通誘導警備員A	1, 2 6 0
24	橋りょう世話役	3, 0 5 0	49	交通誘導警備員B	1, 0 9 0
25	土木一般世話役	2, 2 7 0			